

2009年1月6日

岡山いのちと健康

N.O. 24
岡山県労災職業病・過労死連絡センター
岡山市春日町5-5
TEL. 086-221-0133



総会後は過労死弁護団の清水善朗弁護士より「県内過労死・労災認定裁判の現状と争点」と題して講演が行われました。講演では清水弁護士が担当している、岡山県貨物運輸手の中上自殺事件と高梁市教育委員会文化係長であつた森くも膜下出血事件について、事案の概要、経過、争点及び現状について詳しい報告がありました。

講演

2010年に倉敷労働会館で開催されました。建交労・岡山労災職業病支部や民医連などから40名が参加し、各団体の取り組みの報告や今後1年間の活動方針を確認し、最後に新役員を選出し総会を終えました。

総会

県貨物運転手 中上自殺事件

10年間闘つてきた中上自殺事件では、労働時間の過重性に関する評価基準（認定基準か改善基準か）、パラーハラスマントの有無、うつ病を発症していたか否か、積荷事故に関して厳しい叱責があつたかどうかを争点に、1月26日に岡山地裁で判決が下されます。

高梁市職員

森くも膜下出血事件は、持ち帰り残業を業務と評価するかどうかが大きな争点となっています。森さんは県内でも文化財の多い高梁市で、ただ一人の専門職として重要文化財備中松山城の復元・修復をはじめ多岐に渡る文化財保護業務を一手に担っていました。倒れる直前には400頁にもおよぶ「備中松山城石垣総合調査報告書」を発刊するため自宅持ち

帰りで毎晩遅くまで執筆・編集をし、やっと完成にこぎつけた2004年7月8日の朝、くも膜下出血を発症し倒れました。

地公災基金支部審査会は時間外職務が公務と認定される前提として、職務の事実と内容が証明されることは必要とされるとした上

外勤務のデータ（発症前1ヶ月を38時間とされている）を基に被災者の勤務状況を判断

の証拠を積み上げることができている。今後、認定基準と業務の量と0時間を超える超勤務時間との2つの争点をめぐつて審理することになります。

新しく選出された3役

代表委員	清水 善朗 山本 勝敏 藤田 文博 花田 雅行 中上 裕章	(過労死弁護団・弁護士) (過労死弁護団・弁護士) (ひだまりの里病院・院長) (県労会議議長) (岡山過労死を考える家族の会)
事務局長 事務局次長	藤田 弘赳 小林 忠 岸下 昌博 谷本 守	(県労会議事務局次長) (建交労県本部副委員長) (県民医連事務員) (地域労組書記次長)

し、自宅作業等については、記録媒体等に具体的な成果物が残つていませんとして調査もせず公務遂行性自体を否定しています。